

# 赤字解消・激変緩和措置計画(忠岡町)

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	35	忠岡町

## I. 赤字の発生状況

### I-(1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。  
 ※納掛金は、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			小計
保険料の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①~⑨ (円)
0	5,000,000	0	0	71,721	0	0		0	5,071,721

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

決算補填等以外の目的										小計	合計	
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他 一部負担金の減免額の補填	その他 多子世帯支援奨励金	その他 その他(解消すべきもの)			その他
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	⑰ (円)	⑱ (円)	⑲ (円)	⑳ (円)	⑩~⑳ (円)	㉑=①~⑳ (円)
5,753,383	2,488,000	0	0	0	0	0	147,000	0	0	0	8,388,383	13,460,104

(千円)	
(A) 解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	5,072
(B) 解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③~⑨,⑩,⑭,⑮,⑰~⑲	5,972

【確認事項】赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

- 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。  
 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

### I-(2) 繰上充用金の新規増加額(C)

繰上充用金	(千円)		
	平成27年度	平成28年度	新規増加額(C)
	119,130	88,385	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

### I-(4) 赤字の原因

【累積赤字の状況】

本町では、平成12年度に介護保険制度導入に伴う老人保健拠出金の減少を見込み、繰越金を財源とした積算を行ったことによる保険料率の大幅な引き下げを実施し、その後2年間保険料率を据え置いた結果、平成14年度に40,441千円の赤字となった。平成15年度以降、赤字解消を図るべく料率の改定を実施したが、急激な住民負担を避けるため大幅な増改定には至らず、収納率低下も相まって各年度の保険給付費に見合う保険料収入が確保できなかった。その結果、後期高齢者医療制度が開始となり全国的に収納率が低下した平成20年度末には166,022千円の累積赤字を抱えることとなった。その後、平成21~23年度の3年間は前期高齢者交付金の増等による単年度黒字が続き、平成23年度末には53,766千円まで累積赤字が一時的に減少したものの、平成24~26年度には前期高齢者交付金の精算額及び前年度国庫支出金精算返還金の増加に伴い単年度赤字が続き、平成26年度末には再び142,649千円の累積赤字を抱えることとなった。平成27・28年度については、主に緊急収納対策プランの実施による収納率の向上及び保険財政共同安定化事業にて交付金が拠出金を超過したこと等により単年度黒字を達成し、平成28年度末時点の累積赤字は88,385千円となったところである。主な法定外繰入金に着目すると、累積赤字を解消するため平成25・26年度に3,000千円ずつ、平成27年度以降は毎年度5,000千円の一般会計繰入を実施しており、また、保険料減免分についても平成23年度以降毎年度一般会計繰入を実施している。

【主な赤字要因】

- ① 保険給付費に見合った保険料改定を実施できず、保険料収入が確保できなかったこと
- ② 収納部門の体制整備に起因する収納率の低下
- ③ 一般会計の財政状況悪化に伴う法定外繰入の廃止・縮小
- ④ 特定健診受診率向上や医療費適正化など、医療費抑制に係る取組が不十分であったこと

### I-(3) 赤字額

(千円)		
国定義	(D)=(A)+(C)	5,072
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	5,972

## II. 赤字の解消計画

### II-(1) 赤字解消のための基本方針

平成29年度決算で赤字解消。

### II-(2) 赤字解消のための具体的取組

#### 【①収納対策】

口座振替推進要領に基づき、新規加入者には原則口座振替納付を勧奨し、ペイジーによる登録受付を実施する。また、滞納者対策として、新規滞納者に対しては、電話及び文書による催告や財産調査等を中心に行い、長期滞納者化を防ぐ。長期滞納者に対しては、財産調査等を行い、差押等滞納処分を積極的に実施した。

#### 【②インセンティブを重視した事業展開】

保険者努力支援制度で定められている評価指標のうち、健診等受診率や保険料収納率等の目標値の達成に努め、糖尿病性腎症重症化予防事業や地域包括ケア等評価指標の対象となる事業について、インセンティブが働くよう重点的に実施した。

### II-(3) 赤字解消の年次計画 (総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	5,072	0	0	0	0	0	5,072
	-	100.00%						100.00%
残額	5,072	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額	-							0
解消予定額(率)	-							
残額	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	5,072	0	0	0	0	0	5,072
	-	100.00%						100.00%
残額	5,072	0	0	0	0	0	0	0

### (総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	5,972	0	0	0	0	0	5,972
	-	100.00%						100.00%
残額	5,972	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額	-	0	0	0	0	0	0	0
解消予定額(率)	-							
残額	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	5,972	0	0	0	0	0	5,972
	-	100.00%						100.00%
残額	5,972	0	0	0	0	0	0	0

### Ⅲ. 激変緩和措置計画

#### Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

--

#### Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1	保険料・税区分	料	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
2	保険料率 (医療)									
	所得割(割合)	8.34%(45)	統一	8.33%(45)	8.6%(45)	統一	統一	統一	統一	
	均等割(割合)	25,900円(35)	統一	28,902円(35)	30,417円(35)	統一	統一	統一	統一	
	平等割(割合)	25,600円(20)	統一	30,931円(20)	32,099円(20)	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	54万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
2	保険料率 (後期)									
	所得割(割合)	2.80%(45)	統一	2.69%(45)	2.69%(45)	統一	統一	統一	統一	
	均等割(割合)	9,460円(35)	統一	9,249円(35)	9,358円(35)	統一	統一	統一	統一	
	平等割(割合)	11,430円(20)	統一	9,898円(20)	9,875円(20)	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	19万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	2.75%(45)	統一	2.58%(45)	2.66%(45)	統一	統一	統一	統一	
	均等割(割合)	11,180円(35)	統一	19,134円(55)	19,729円(55)	統一	統一	統一	統一	
	平等割(割合)	7,640円(20)	統一	-	-	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	16万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
3 保険料の減免基準		据え置き	一部据え置き	一部据え置き	一部据え置き	一部据え置き	一部据え置き	一部据え置き	統一	
4 仮算定の有無		仮算定有	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
5 本算定の時期		7月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
6 納期数		12ヶ月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
7 一部負担金の減免基準		据え置き	一部据え置き	一部据え置き	一部据え置き	一部据え置き	一部据え置き	一部据え置き	統一	

上記のとおり提出します。

令和6年1月29日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 忠岡町

代表者名 忠岡町長 杉原 健士

印

